

令和3年3月2日

市立学校児童生徒の保護者様

川西市教育委員会

緊急事態宣言解除後の感染防止対策の徹底について

春寒の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

昨日(令和3年3月1日)、政府により、兵庫県が緊急事態措置区域から先行除外されました。これを受け、本市においては、兵庫県の対処方針に基づき、段階的に一部対策の見直しを進めているところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の取扱いについて、下記のとおり一部変更いたします。なお、各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察を、引き続き徹底するようお願いいたします。

この措置は令和3年3月8日より実施いたします。

記

(1)児童生徒と同居する家族等が、濃厚接触者に認定された場合(別表⑩ 赤字部分)

現在

保健所から濃厚接触者である家族等に対して指示された自宅待機期間について、児童生徒も同様の期間を自宅待機期間とし、出席停止とする。

変更後

濃厚接触者である家族等のPCR検査の結果が陰性であり、保健所から濃厚接触者以外の家族に対する外出制限等の指示がない場合は登校可とする。

(2)児童生徒と同居する家族等に、発熱等の風邪症状があった場合(別表⑪ 赤字部分)

現在

家族等の症状が消失するまで、児童生徒も自宅待機期間とし、出席停止とする。

変更後

登校可とする。

(3)感染が不安で登校を見合わせる場合(別表⑦ 赤字部分)

現在

出席停止とする。

変更後

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とする。